

首都圏中央連絡自動車道 坂東常総舗装工事

訂正箇所	正誤区分		
特記仕様書 25-4-1 用排水溝の 種別	共通仕様書 5-2 適用すべき諸基準（用排水構造物標準設計図集）に下表を追加する。		
	単価表の項目	設計図の 表示	摘要
	用排水溝 PuL・a・b (R)	Ds-PuL-a-b(R)	プレキャストコンクリートU型水路 (R) : 監督員から引き渡された材料を設置
	用排水溝 PSt・φD (A)	Ds-PSt-φD (A)	プレキャストコンクリート円形水路 (A) : 標準型
	用排水溝 U <sup>^</sup> (GL2)・a・b (F) (A)	Ds-U <sup>^</sup> (GL2)-a-b(F)(A)	グレーチングふた付現場打ちコンクリート側溝 (F) : 基礎材あり (A) : 帯水対策仕様
	用排水溝 U <sup>^</sup> (GL2)・a・b (F) (G) A U <sup>^</sup> (GL2)・a・b (F) (G) B U <sup>^</sup> (GL2)・a・b (F) (G) C U <sup>^</sup> (GL2)・a・b (F) (G) D U <sup>^</sup> (GL2)・a・b (F) (G) E U <sup>^</sup> (GL2)・a・b (F) (G) F	Ds-U <sup>^</sup> (GL2)-a-b(F)(G)A~F	グレーチングふた付現場打ちコンクリート可変側溝 (F) : 基礎材あり (G) : 逆引き用調整コンクリート処理 A : 飯沼川高架橋 A1 の路肩側に設置 B : 飯沼川高架橋 A2 の路肩側に設置 C : 鬼怒川高架橋 A1 の路肩側に設置 D : 谷田川高架橋 A1 の路肩側に設置 E : 谷田川高架橋 A2 の路肩側に設置 F : 柳橋高架橋 A2 の中分側に設置
	用排水溝 RG (P) ・ a ・ b (F1)	Ds-RG(P)-a-b(F1)	プレキャストコンクリート製ロールドガッター (F1) : 基礎材あり、I 期線側
	用排水溝 RG (P) ・ a ・ b (F2)	Ds-RG(P)-a-b(F2)	プレキャストコンクリート製ロールドガッター (F2) : 基礎材あり、I 期線側
用排水溝のみ口、吐口 Di-T-2.00	Di-T-2.00	用排水溝のみ口、吐口を設置するもの	
誤	共通仕様書 5-2 適用すべき諸基準（用排水構造物標準設計図集）に下表を追加する。		
	単価表の項目	設計図の 表示	摘要
	用排水溝 PuL・a・b (R)	Ds-PuL-a-b(R)	プレキャストコンクリートU型水路 (R) : 監督員から引き渡された材料を設置
	用排水溝 PSt・φD (A)	Ds-PSt-φD (A)	プレキャストコンクリート円形水路 (A) : 標準型
	用排水溝 U <sup>^</sup> (GL2)・a・b (F) (A)	Ds-U <sup>^</sup> (GL2)-a-b(F)(A)	グレーチングふた付現場打ちコンクリート側溝 (F) : 基礎材あり (A) : 帯水対策仕様
	用排水溝 U <sup>^</sup> (GL2)・a・b (F) (G) A U <sup>^</sup> (GL2)・a・b (F) (G) B U <sup>^</sup> (GL2)・a・b (F) (G) C U <sup>^</sup> (GL2)・a・b (F) (G) D U <sup>^</sup> (GL2)・a・b (F) (G) E U <sup>^</sup> (GL2)・a・b (F) (G) F	Ds-U <sup>^</sup> (GL2)-a-b(F)(G)A~F	グレーチングふた付現場打ちコンクリート可変側溝 (F) : 基礎材あり (G) : 逆引き用調整コンクリート処理 A : 飯沼川高架橋 A1 の路肩側に設置 B : 飯沼川高架橋 A2 の路肩側に設置 C : 鬼怒川高架橋 A1 の路肩側に設置 D : 谷田川高架橋 A1 の路肩側に設置 E : 谷田川高架橋 A2 の路肩側に設置 F : 柳橋高架橋 A2 の中分側に設置
	用排水溝 RG (P) ・ a ・ b (F1)	Ds-RG(P)-a-b(F1)	プレキャストコンクリート製ロールドガッター (F1) : 基礎材あり、I 期線側
	用排水溝 RG (P) ・ a ・ b (F2)	Ds-RG(P)-a-b(F2)	プレキャストコンクリート製ロールドガッター (F2) : 基礎材あり、I 期線側
用排水溝のみ口、吐口 Di-T-2.00	Di-T-2.00	プレキャストコンクリート製用排水溝のみ口、吐口を設置するもの	
正			

訂正箇所	正誤区分								
<p>特記仕様書 25-20-2 種別</p> <p>25-20-3 舗装廃材の 処理</p> <p>25-20-4 施工</p> <p>25-20-6 支払</p> <p style="text-align: center;">誤</p>	<p>25-20-2 種別 路面切削工の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="411 190 1409 315"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削工 路面切削工A</td> <td>大型切削機により土工部の既設路面を切削するもの。 (t=8.0cm t:平均切削深)</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-20-3 舗装廃材の処理 (1) 既設舗装の切削により発生した廃材の処理場所は、本特記仕様書19-3「建設副産物の活用等」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用については関連する単価項目に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>25-20-4 施工 路面切削工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って切削機にて路面切削を行うものとする。</p> <p>25-20-5 数量の検測 路面切削工の数量の検測は、設計数量 (m<sup>2</sup>) で行うものとする。</p> <p>25-20-6 支払 路面切削工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m<sup>2</sup>当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設路面の切断、切削、剥ぎ取り、端部のはつり、切削面の清掃、<u>廃材処理等</u>路面切削工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="411 853 1059 943"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (11) 路面切削工 路面切削工A</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	路面切削工 路面切削工A	大型切削機により土工部の既設路面を切削するもの。 (t=8.0cm t:平均切削深)	単価表の項目	検測の単位	特一 (11) 路面切削工 路面切削工A	m <sup>2</sup>
単価表の項目	区分内容								
路面切削工 路面切削工A	大型切削機により土工部の既設路面を切削するもの。 (t=8.0cm t:平均切削深)								
単価表の項目	検測の単位								
特一 (11) 路面切削工 路面切削工A	m <sup>2</sup>								
<p style="text-align: center;">正</p>	<p>25-20-2 種別 路面切削工の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="411 1077 1409 1245"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削工 路面切削工A</td> <td>橋梁部の床版防水工を施工している既設舗装を小型切削機により平均深さ7cmを切削したのち、剥ぎ取り機械等により平均深さ1cmと既設床版防水材を取り除くもの。 (t=7.0cm t:平均切削深)</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-20-3 舗装廃材の処理 (1) 既設舗装の切削により発生した廃材の処理場所は、本特記仕様書19-3「建設副産物の活用等」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用については関連する単価項目に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>(2) 路面切削工Aにより発生した既設舗装の平均1cmと既設床版防水材の処理については、<u>建設混合廃棄物として最終処分するものとする。なお、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。</u></p> <p>25-20-4 施工 路面切削工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って切削機にて路面切削を行うものとする。<u>なお、床版防水材の剥ぎ取り作業に当たっては既設床版へ損傷等を与えないように施工するものとする。</u></p> <p>25-20-5 数量の検測 路面切削工の数量の検測は、設計数量 (m<sup>2</sup>) で行うものとする。</p> <p>25-20-6 支払 路面切削工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m<sup>2</sup>当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設路面の切断、切削、剥ぎ取り、端部のはつり、切削面の清掃、<u>切削廃材処理、既設床版防水材の剥ぎ取り等</u>路面切削工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="411 1906 1059 1995"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (11) 路面切削工 路面切削工A</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	路面切削工 路面切削工A	橋梁部の床版防水工を施工している既設舗装を小型切削機により平均深さ7cmを切削したのち、剥ぎ取り機械等により平均深さ1cmと既設床版防水材を取り除くもの。 (t=7.0cm t:平均切削深)	単価表の項目	検測の単位	特一 (11) 路面切削工 路面切削工A	m <sup>2</sup>
単価表の項目	区分内容								
路面切削工 路面切削工A	橋梁部の床版防水工を施工している既設舗装を小型切削機により平均深さ7cmを切削したのち、剥ぎ取り機械等により平均深さ1cmと既設床版防水材を取り除くもの。 (t=7.0cm t:平均切削深)								
単価表の項目	検測の単位								
特一 (11) 路面切削工 路面切削工A	m <sup>2</sup>								